

# 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備

---



令和2年9月10日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 1. 現状・課題

- 例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定して対策を講ずるべきであるが、**季節性インフルエンザとCOVID-19を臨床的に鑑別することは困難。**
- 今シーズンは、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、**インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。**
- ▶ こうした状況を踏まえ、自治体や関係団体と連携して、次のインフルエンザ流行に備え、**インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを実施（10月中）**するとともに、**各自治体の外来・検査体制を整備（10月中）**する。

## 2. 基本的な考え方

- I. 地域の実情に応じて、**多くの医療機関で発熱患者を診療できる体制を整備（外来・検査体制の整備）**
- II. インフルエンザワクチンの**供給量を確保・効率的なワクチン接種を推進**するとともに、**優先的な接種対象者への呼びかけを実施（インフルエンザワクチンの接種）**
- III. **新しい生活様式**の徹底をはじめとする公衆衛生対策

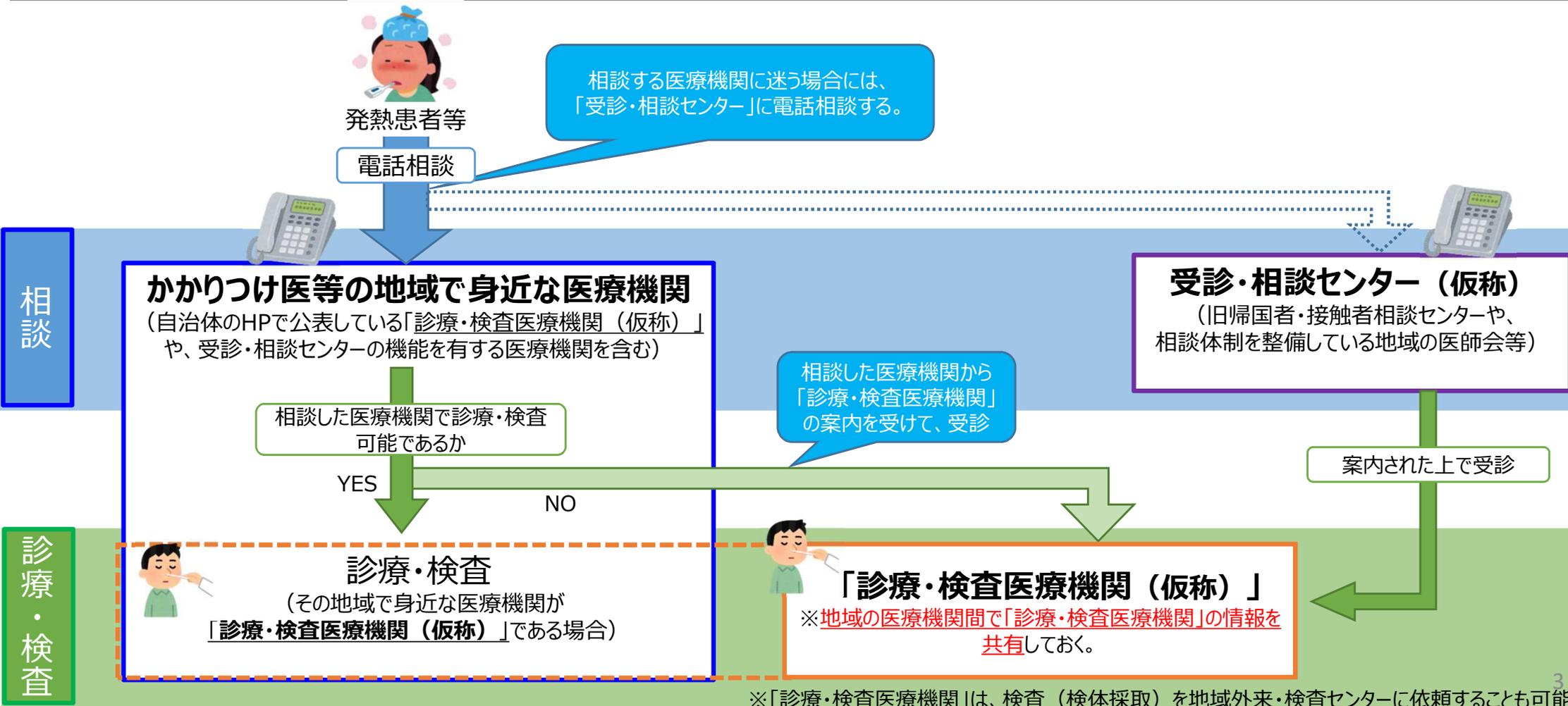
# 発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ

<住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「**受診・相談センター**」に相談すること。

<都道府県等や地域の医療関係者で整備すること>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関**」とその対応時間等を、**地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関**」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその**医療機関と対応可能時間等を公表する**等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



# 次のインフルエンザ流行に備えた医療機関の診療体制・検査の想定パターン

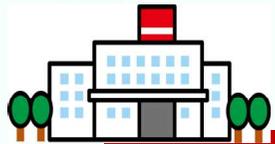
- 今まで帰国者・接触者外来を担っていた医療機関は、入口や診察室が複数ある等、医療機関内で動線の確保が可能であったが、地域の診療所等において、必ずしも帰国者・接触者外来と同様に院内感染防止のための動線の確保ができるとは限らない。
- そのため、**各地域や各医療機関において、地域の実情を踏まえて、院内感染を防止しつつ、発熱患者の診療・検査を行う体制を検討していく必要がある。**
- 動線確保をしつつ、診療・検査を行う体制として想定されるのは以下のとおり。ドライブスルー型・テント型の方が、多くの患者を対応することができる。
- なお、どのような体制であったとしても、事前に電話予約の上、受診することを徹底する。その上で、地域の感染状況や患者の接触歴等に応じて、更なる時間的・空間的分離を講ずるといった対応も求められる。

## 診療・検査体制のパターン（案）

### 車の中で診療（ドライブスルー）型



地域の診療所の敷地内や駐車場



地域外来・検査センター

### 野外（テント）型



### ひとつの診療所内で時間分離

AM



発熱以外の患者



PM



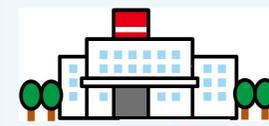
発熱患者



### 複数の診療所で輪番制



月



日



火水木



金土

# 次のインフルエンザ流行に備えた医療機関の診療体制・検査の想定パターン

- 日本感染症学会提言「今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて」を踏まえ、流行状況に応じた季節性インフルエンザとCOVID-19の検査体制の整備に取り組んでいく。

## 検査について（日本感染症学会提言抜粋）

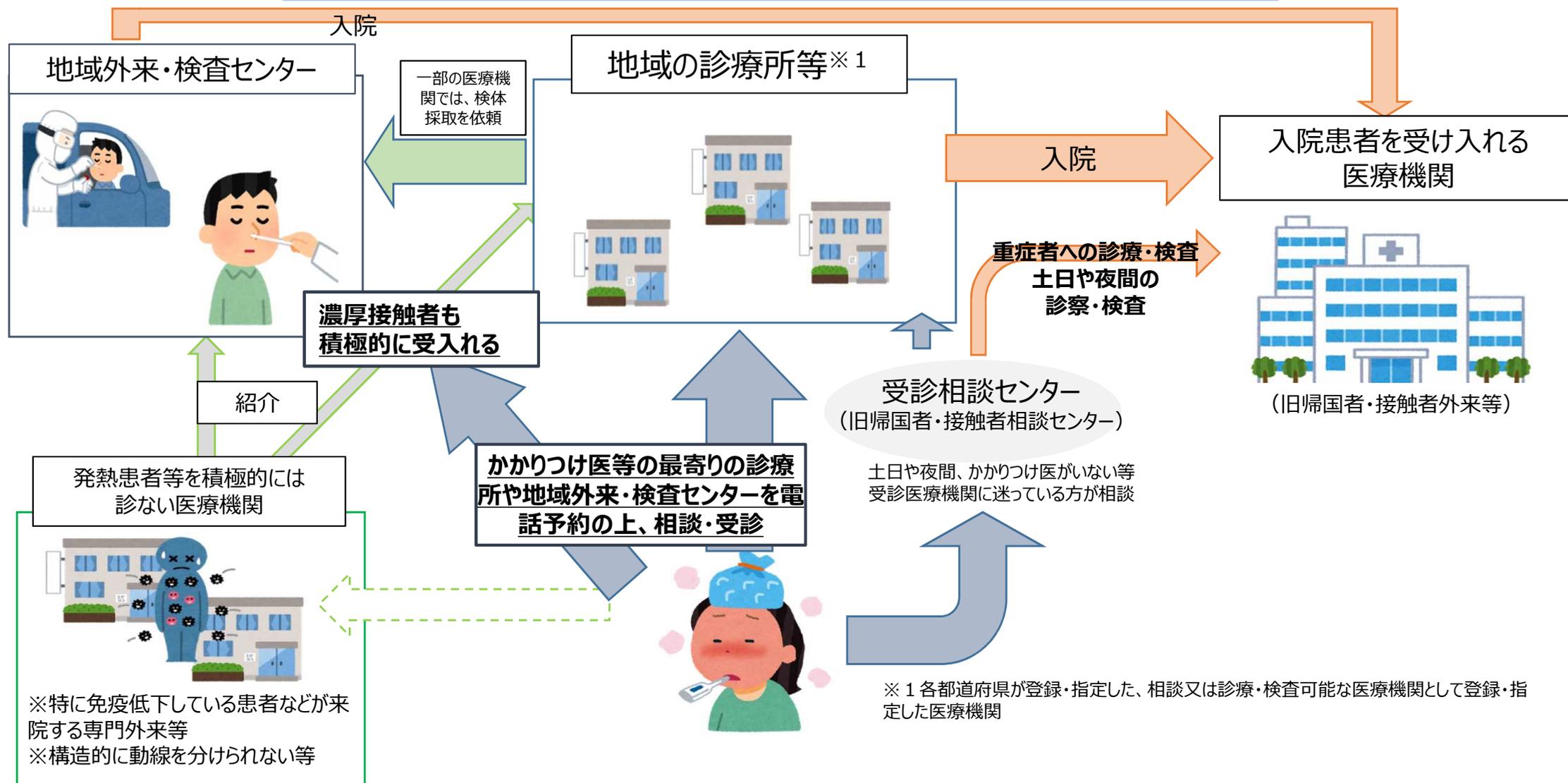
- 原則として、**COVID-19の流行が見られる場合**には、インフルエンザが強く疑われる場合を除いて、**可及的に季節性インフルエンザとCOVID-19の両方の検査を行う事を推奨**。
- ただし、COVID-19の検査の供給は限られることから、**流行状況により、先にインフルエンザの検査を行い、陽性であればインフルエンザの治療を行って経過を見ることも考えられる**。

採取する検体	季節性インフルエンザ	COVID-19	感染防護	備考
①鼻咽喉ぬぐい液	<b>抗原定性</b> 鼻咽喉ぬぐい液	<b>抗原定性</b> 鼻咽喉ぬぐい液	医療者に一定の暴露あり (フェイスガード、サージカルマスク、手袋・ガウン等)	・迅速に結果を得ることができる
②鼻かみ液・唾液	<b>抗原定性</b> 鼻かみ液	<b>PCR(抗原定量)</b> 唾液	医療者の暴露は限定的 (サージカルマスク、手袋)	・結果を得るのに数日かかる ・COVID-19のPCRのキャパシティを消費
③検体採取なし	<b>臨床診断</b> (抗インフルエンザ薬の処方あり)	<b>検査必要時は検査センターへ紹介</b>	医療者の暴露は限定的 (サージカルマスク、手袋)	・医師及び患者より検査を実施すべきとの声あり。抗インフルエンザの過剰投与や過度な学級閉鎖等のリスクあり。

# (参考) 外来・検査体制の整備

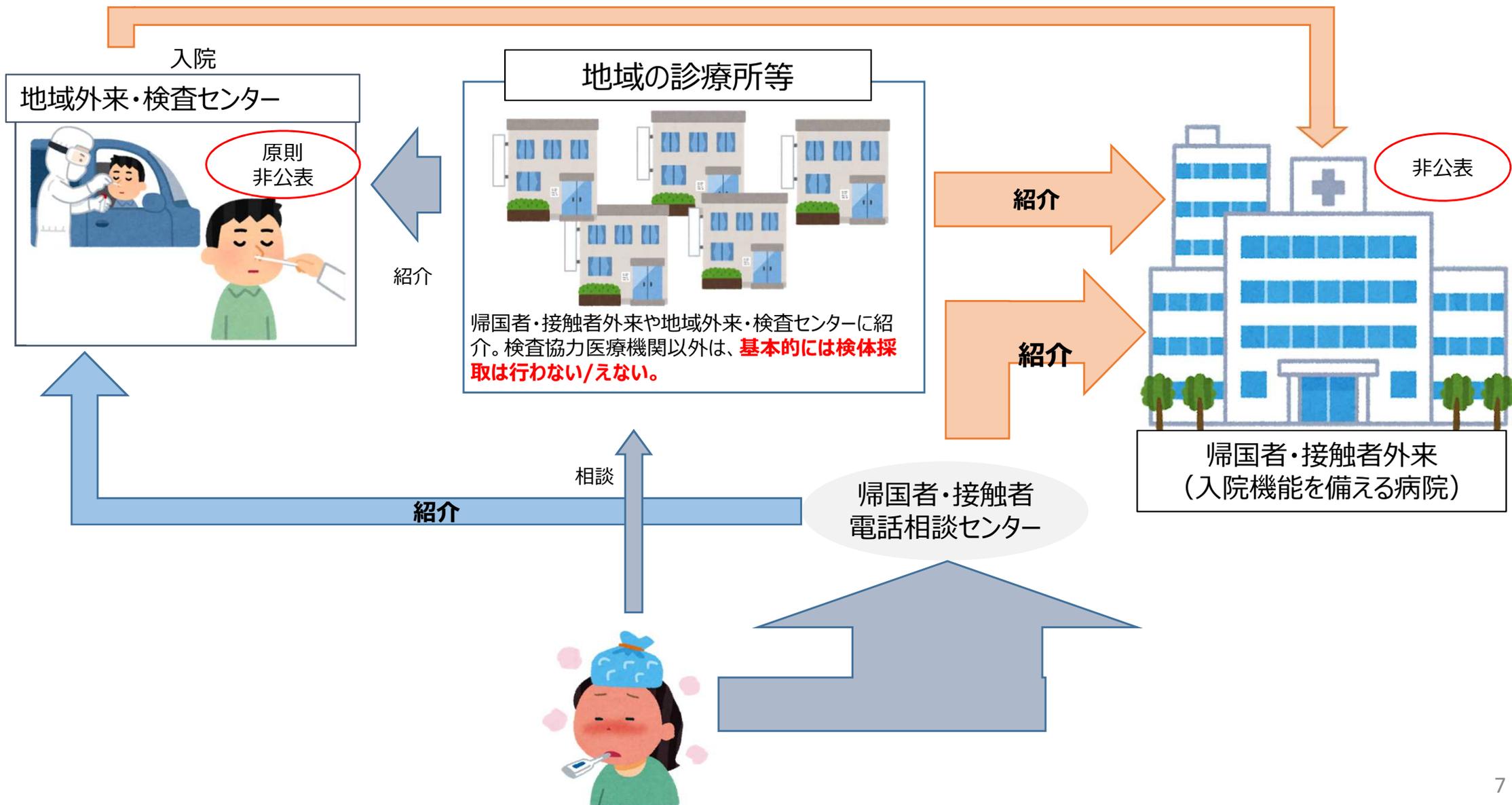
- かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で、相談・外来診療・検査を行う体制を整備する。
- 事前に電話予約の上、受診することを徹底することも含め、今後の相談受診方法を広く住民に周知すること。
- 地域の診療所等で十分な検査体制を確保できない場合には、地域外来・検査センターを拡充し、検査体制を確保すること。

## 次のインフルエンザ流行に向けた発熱者等の相談・外来診療・検査フロー



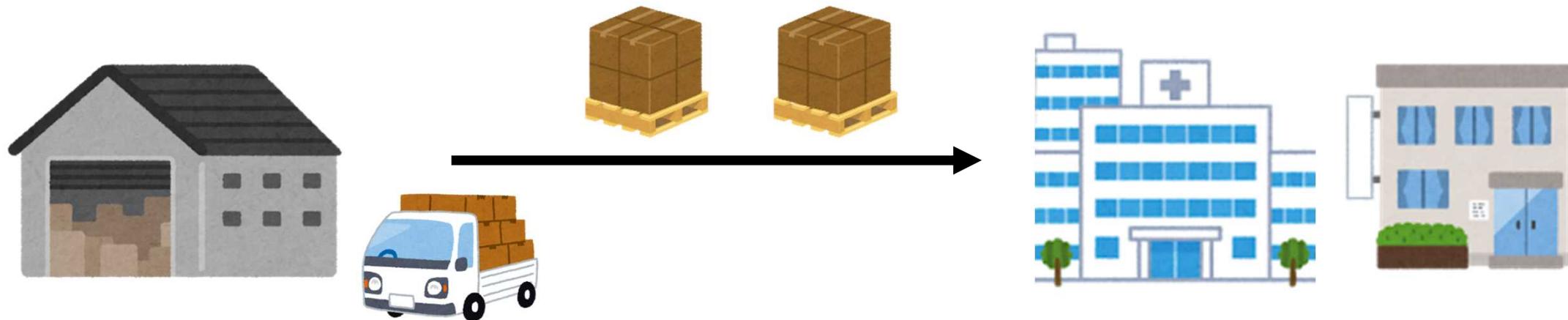
# (参考) 発熱患者等の相談・外来診療・検査フローの現在の姿

- 保健所等（一部は地域の医師会や民間機関に委託）に帰国者・接触者相談センターを設置し、相談センターから感染疑いの患者の紹介を受けて、診察・検査を行う帰国者・接触者外来等を設置。
- 感染が疑われた者はまずは**帰国者・接触者相談センター**に電話で相談した上で、**帰国者・接触者外来等を受診して検査を受ける。**
- また、検査を主に行う機関として、郡市医師会等に運営委託した「**地域外来・検査センター**」を地域の实情に応じて設置。  
地域外来・検査センターは**帰国者・接触者相談センター**を介さずに、**地域の診療所から直接、患者の紹介を受けて、検査を行う。**



# コロナやインフルエンザの検査に必要なPPEの配布について

- 日本環境感染学会等のガイドラインに基づき、上気道の検体採取など検査手法や、検査体制に応じて、必要な個人防護具（PPE）を無償配布する。
  - ※ インフルエンザ流行期の無償配布で、医療従事者の新型コロナウイルスの感染リスクを低減し、幅広い医療機関からの協力を得る。
  - ※ サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の配布を予定。
- ①COVID-19とインフルエンザは鑑別が難しいこと、②インフルエンザの検査は一般的に上気道の検体採取で行うことから、検査体制に応じたPPEの配布を想定している。
- 今後、基本的な考え方を示した上で、都道府県において各地域での具体的な検査実施体制及び検査を実施する医療機関を検討いただき、インフルエンザ流行期前に必要な物資が医療現場に行き渡る手法について関係者と調整する。



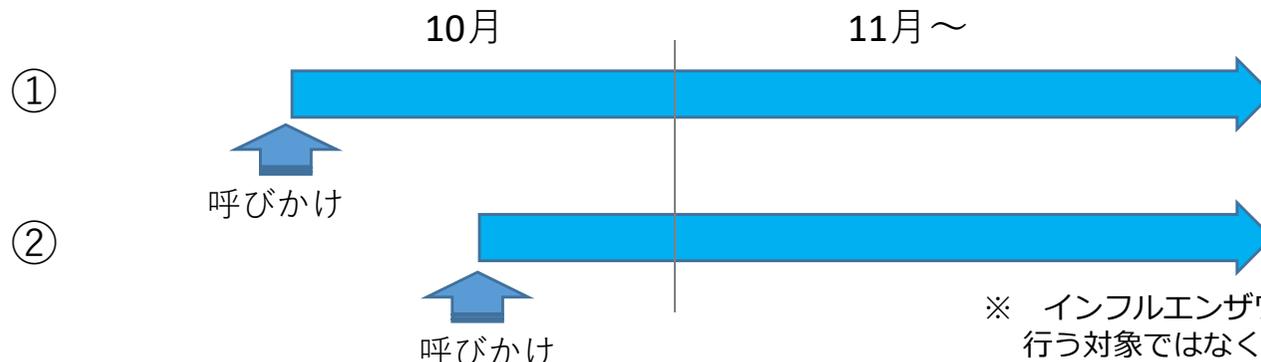
# インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけ（案）

## 1. インフルエンザワクチンを取り巻く状況

- 今冬のインフルエンザワクチンについては、平成27年以降で**最大の供給量となる約3,178万本（成人量では6,356万回分に相当）**を確保できる見込み。（例年ワクチンの接種率は、小児で50～60%程度、高齢者で40～70%程度）
- 新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。

## 2. 接種の呼びかけについて

- **予防接種法に基づく定期接種対象者のほか、日本感染症学会の提言で接種が強く推奨されている方々で、希望する場合に接種の機会を逸することのないよう、接種の時期について呼びかけを行うこととする。**
  - ① 予防接種法に基づく定期接種対象者（65歳以上の方等）
  - ② 医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）～小学校低学年（2年生）  
（※）②は、日本感染症学会から、インフルエンザワクチン接種が特に強く推奨される方々と提言されている。（今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて（令和2年8月3日公表））
- 原則として、①**定期接種対象者の方々で希望される方は、10月1日以降に接種を開始し、それ以外の方は10月26日まで、接種をお待ちいただくよう、国民に呼びかける。**
- 10月26日からは、感染症学会提言を踏まえ、特に、②**医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）～小学校低学年（2年生）の方々で、接種を希望される方に対して、接種を呼びかける。**



※ インフルエンザワクチンは予防接種法上、行政から対象者に接種勧奨を行う対象ではなく、呼びかけは接種を希望される方が対象となる。

## 1. 予防接種法上の定期接種

- 65歳以上の方等 (※1) へのインフルエンザの予防接種は、流行阻止の効果は示されていないものの、重症化防止の効果があるとされることから、予防接種法に基づく定期接種の対象とされている。

## 2. 日本感染症学会提言「今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて」(概要)

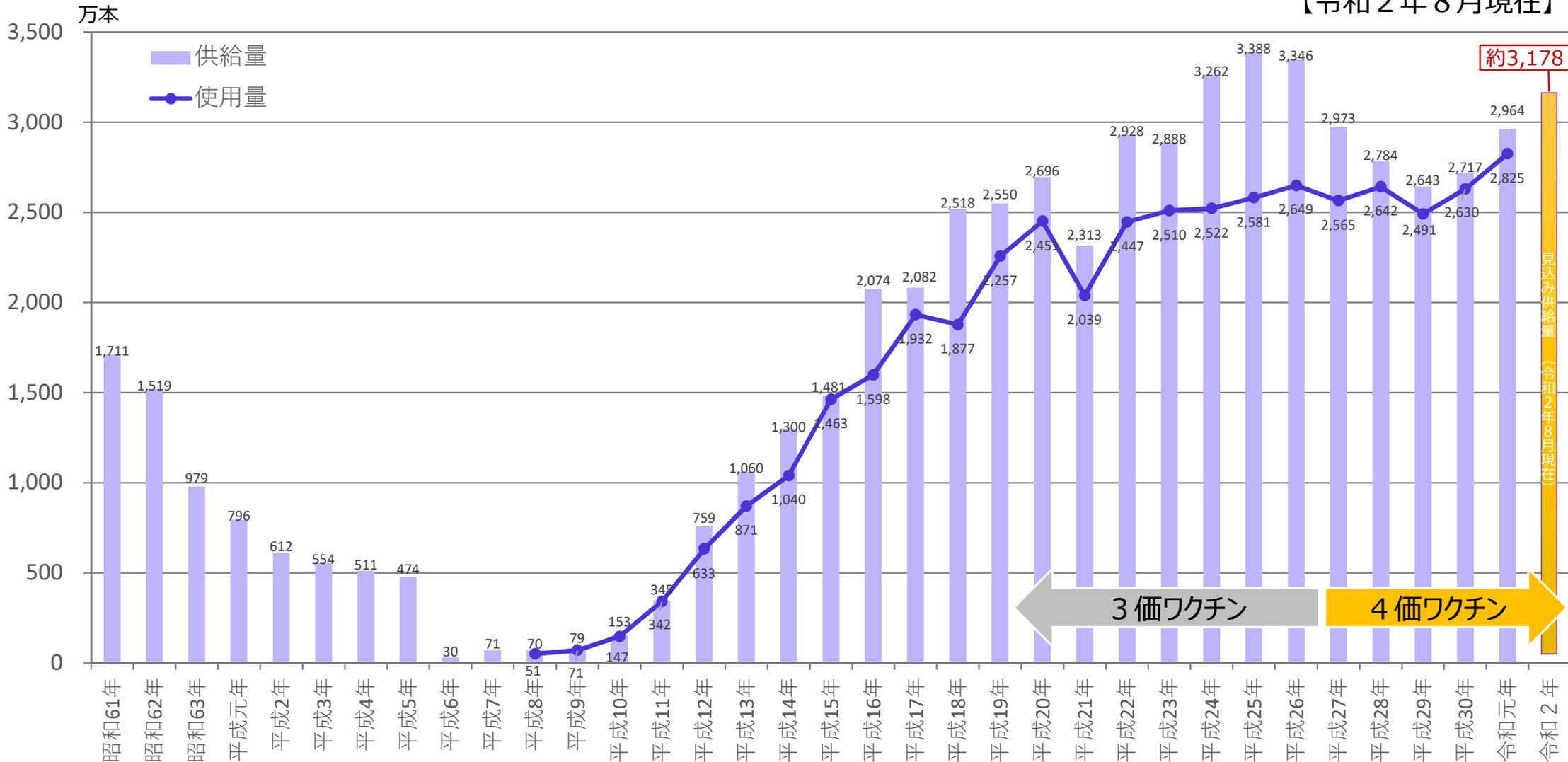
- 今冬は、COVID-19とインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療関係者、高齢者、ハイリスク群（妊婦等）を含め、インフルエンザワクチン接種が強く推奨されます。
- 今冬は、COVID-19とインフルエンザの同時流行も懸念されるので、小児（特に乳幼児～小学校低学年（2年生））へのインフルエンザワクチンについても、接種が強く推奨されます。

※1 60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全等の方

# 2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その1）

- 2020/21シーズンに供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は約3,178万本と、昨年度から約7%増加し、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる見込み。統計のある平成8年以降、最大だった昨年の使用量(2,825万本)と比較すると、約12%多い。

【令和2年8月現在】

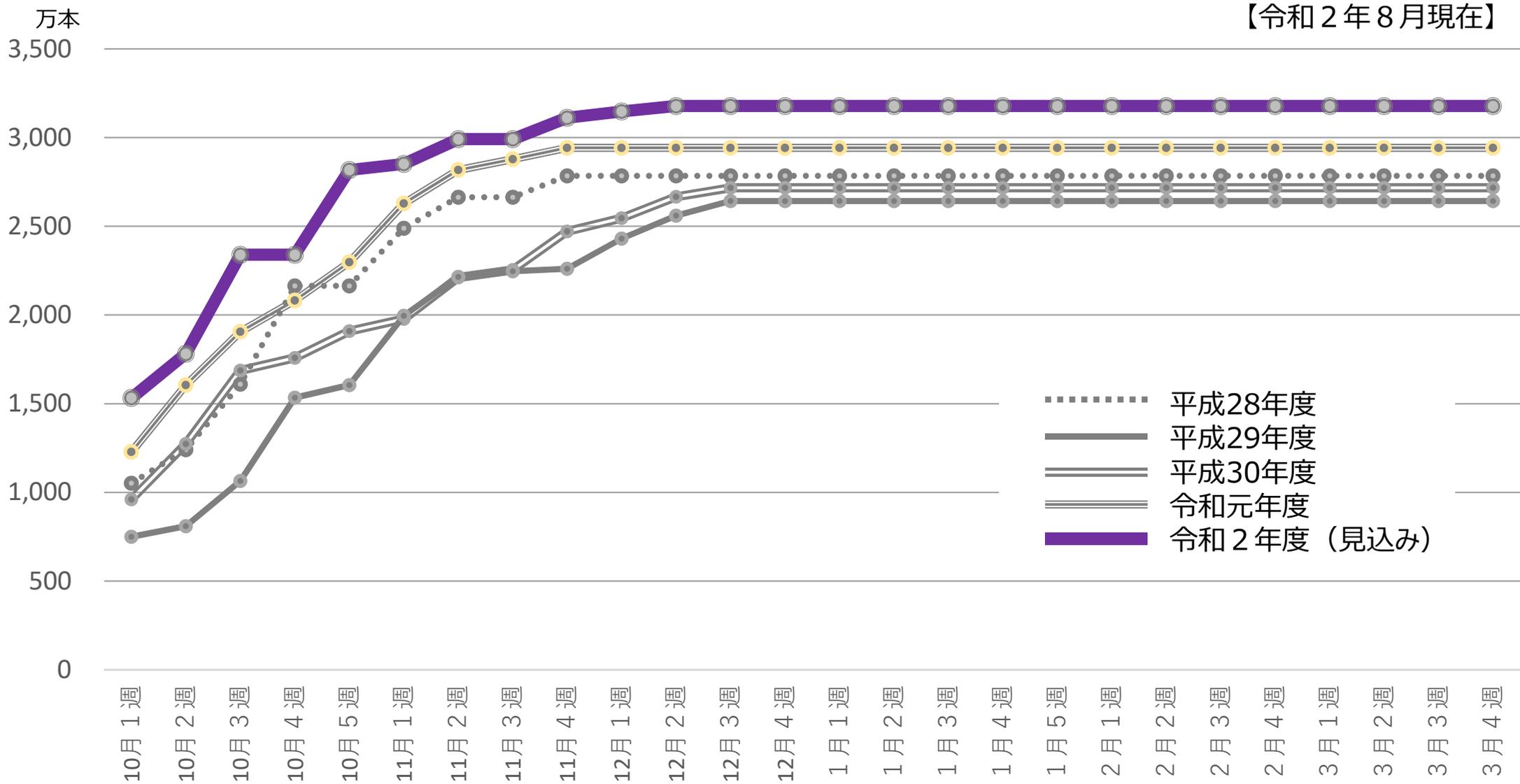


※1 平成7年以前の使用量は不明

※2 1mL換算

# 2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その2）

○ 国家検定に係る省令の改正により、製造から出荷までの期間が短縮され、接種開始（10月1日）時点の供給量も含め、全体的に出荷が早まる見込み。



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

注2) 令和2年8月現在、ワクチン製造は完了していないため、将来の製造効率の変動や国家検定の影響の可能性については、令和元年度の実績と同様と仮定して供給量及び供給時期を算出。

# 今シーズン（2020/21）のインフルエンザワクチンの供給に係る対策（案）

## 1. ワクチンの製造予定量

- 今シーズンのインフルエンザワクチンの見込み供給量（約3,178万本）は、**4価ワクチンに変更された平成27年度以降で最多**。昨年の消費量より約12%多い。

## 2. ワクチンの安定供給に係る対策

- 新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、今冬に向けてワクチンの需要が高まる可能性があることから、ワクチンの効率的な使用と安定供給が重要。
- このため、**昨年度と同様に、ワクチンの効率的な使用と安定供給を推進**するため、
  - ① **13歳以上の方は、原則1回注射**していただくこと
  - ② **必要量に見合う量のワクチンを購入**していただくことなどの事項について、**自治体、医療団体、卸売販売業者など関係者への周知や協力を要請**する。

（具体的な事項）

- 13歳以上の方は原則1回注射としていただくこと
- 都道府県は、市町村、医師会、卸売販売業者等の関係者と協議の上、在庫状況の把握、在庫の融通方法等の体制等を取り決めておくこと
- 医療機関等は、必要以上に早期・大量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎むこと。予約・注文は、接種希望者申し込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいこと
- 大量注文を行う医療機関等へ一度にワクチンが納入された場合、在庫への影響が大きいことから、ワクチン接種に支障をきたす場合は除き、ワクチンの分割納入を行うこととし、医療機関も協力すること
- 卸売販売業者は、ワクチンの偏在が起らないように在庫を確認した上で、随時必要量を供給すること。卸売販売事業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うこと など